



平成28年1月28日

江東区長
山崎孝明様

江東区特別職報酬等審議会
会長 中村浩紹

特別職の報酬及び給料の額の適否について（答申）

平成28年1月18日付をもって諮問のあった標記の件について別紙のとおり答申します。

江東区特別職報酬等審議会委員

会 長 中 村 浩 紹

会長職務代理者 石 島 龍 治

委 員 網 代 良 太 郎

委 員 天 野 幸 子

委 員 金 田 惠 美 子

委 員 加 味 あ ゆ み

委 員 佐 藤 和 男

委 員 中 村 吉 延

委 員 服 部 隆 志

委 員 渡 邊 省 吾

平成27年度江東区特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

江東区特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という。）は、平成28年1月18日に、江東区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、江東区長から特別職の報酬及び給料の額（以下「報酬等の額」という。）の適否についての諮問を受けた。

本審議会は2回の会議を開催し、各委員が、本区各界の代表者として、公平な立場で、広範な視点から諮問事項について活発な意見交換を行った。また、審議については、提出された資料に基づき本区の行財政運営の現状、他区の状況等を勘案し、多面的かつ慎重に進めた。

2 特別職報酬等の基本的な考え方

本審議会は、特別職の報酬等の額は次の3つの原則に基づき決定されなければならないと考える。

(1) その職責の重要性に見合ったものであること。(職務と責任の原則)

(2) 一般職の給与及び他区の特別職の報酬等の額との均衡を図ったものであること。

(均衡の原則)

(3) 社会経済情勢や区の財政状況等を踏まえたものであること。(情勢適応の原則)

3 特別職の職責について

急増を続ける本区の人口は、昨年6月に遂に50万人を突破し、今なお増加し続けている。

こうした中、特別職のうち区長及び副区長は、区民の負託に応え、平穩かつ安全な社会環境の整備と区民福祉の一層の向上を図るため、公正かつ公平に自立した区政運営を先導する立場にある。その担うべき役割と職責は一層重要性を増している。

また、区議会議員においても、区民の代表として区政の方向を決めるほか、多様化する区民要望の実現や調整、区政が直面する諸課題の解決のため、これまで以上に各種施策に係る調査研究や区民ニーズの把握等、広範にわたる議員活動が求められており、その役割と職責の重要

性は増している。

本区は、4年後の2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた準備をはじめ、本年11月には東京都中央卸売市場豊洲市場の開場を控えるなど、発展を続ける本区特有の行政課題も発生している。また、保育待機児童の解消や義務教育施設の早急な整備、高齢者・障害者福祉の拡充、防災・減災への対策等、人口増加等に伴う行政需要の高まりにより、取り組むべき課題は年々増加している状況にある。

このような当面する喫緊の課題に対し、的確かつ迅速な対応と判断を求められる特別職の職責は、極めて重大であることも勘案し、審議が行われた。

4 改定をめぐる諸状況について

特別区の一般職の給与については、特別区人事委員会の勧告に基づき各区の条例で定めるところである。平成27年度は、2年連続の引上げ勧告がなされ、本区においても勧告どおり月額0.35%の引上げ及び特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数0.1月の引上げ改定を行ったところである。

一方、本区の特別職の報酬等の額については、平成27年1月21日の本審議会答申に基づき、平成27年4月1日より月額0.20%、期末手当についても0.25月の引上げを実施した。

今年度の他区の改定状況を見ると、現時点で過半数を超える区において月額、期末手当について、一般職と同率程度の引上げを行っている。

なお、本答申時点で報酬等の月額を他区と比較すると、本区は、区長については上位から8番目、その他の役職では4番目から12番目となっている。

日本経済の状況は、昨年12月に内閣府が発表した月例経済報告によると、景気は、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いており、先行きも緩やかな回復に向かうことが期待されている。

一方、本区の財政状況については、人口増加等に伴う税収増、職員定数の削減、事業の民間委託、施策の積極的な見直しや事務の効率化等の行財政改革の効果もあり健全な状態にある。

しかしながら、元来、歳入環境は景気動向に左右されやすい脆弱な構造であり、国による地方

法人課税見直しの動きも含め、将来的には楽観視できない。また、歳出面でも高齢者福祉費、児童福祉費、生活保護費をはじめとした社会福祉関連費等が大きな構成比を占めており、今後の人口増加や高齢化の進展など、予断を許さない状況に変わりはなく、引き続き健全財政を維持する必要があり、この面においても特別職に課せられた職責は重いものがある。

5 結 論

以上を踏まえた結果、報酬等の額を改定する必要があると判断し、改定率については月額につき一般職と同程度の0.35%の引上げ、期末手当においても0.1月の引上げ改定が妥当であるとの結論に至った。

なお、報酬等の額及び実施時期については、以下のとおりとする。

(1) 報酬等の額

区 長	1,157,000円	(4,000円増)
副 区 長	924,000円	(3,000円増)
議 長	924,000円	(3,000円増)
副 議 長	796,000円	(2,000円増)
委 員 長	671,000円	(2,000円増)
副 委 員 長	639,000円	(2,000円増)
議 員	610,000円	(2,000円増)

(2) 実施時期

平成28年4月1日

6 おわりに

本審議会は、区長の諮問を受けた委員としてその職務の重要性を深く認識し、広範な視点から慎重かつ誠実に審議を行った。その結果、区政の現状の中で、特別職における職責の重要性その他の諸事情を十分に考慮し、以上のような結論に至ったところである。

特別職各位におかれては、今後とも区民の信頼と負託に応え、簡素で効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じて、区民福祉の向上に向けて尽力されることを期待するものである。